

いきいき

VOL. 27

平成22年5月25日

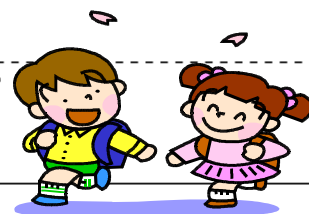
いわき市総合教センター

■適正就学、教育相談（就学相談）に向けて（その1）

今回は、適正就学の流れや障がいの種類・程度について考えていきたいと思います。その2では、就学指導（就学相談）の留意点について考えます。

1 特別支援教育 適正就学の流れ

時期	各学校・小中在籍者	新学齢児	備考
4月 5月 6月 7月	・校内組織作り・計画作成 ・実態把握 ・個人記録票作成 ・校内適正就学委員会 第1次判断	・各関係機関による 教育相談	※養護学校対象者は8月までに各養護学校において教育相談が必要（必須）
8月	・方部適正就学委員会 第2次判断		
9月	・市適正就学委員会 第3次判断		※通級の場合は、通級校と在籍の間で協議し、市教委へ事務手続き（年度途中通級可）
10月	・市中心障害児就学指導審議会①（小・中在籍者） 第4次判断	・就学時健康診断（各学校） 第1次判断	※幼児ことばの相談室の通級校については、11月までに資料提出 審議会②で審議
11月	・就学指導（各学校より）	・市中心障害児就学指導審議会②（新学齢児） 第2次判断	
12月	・就学事務手続き ※原則として年度内に就学先を決定	・就学指導（市教育委員会） ・就学事務手続き ※原則として年度内に就学先を決定	
1月 2月 3月	・就学事務手続き ・支援員配置状況調査 ・市中心障害児就学指導審議会③（支援員配置）		



2 障がいの種類や程度について

- (1) 県立盲・聾・特別支援学校への就学については、視覚、聴覚、知的障がい、肢体不自由、病弱の5つの障がいに措置します。特に知的障がいに関しては、日常生活を営むのに**頻繁に援助を必要とする程度**のものが対象となります。

知的障がいのある自閉症のお子さんは知的障がい養護学校に措置できますが、知的遅れのない自閉症のお子さんは、特別支援学級又は通常学級への措置となります。

- (2) 小・中学校の特別支援学級就学（入級）については、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他の障がいの6つの障がいに措置します。特に知的・情緒障がいについては、日常生活を営むのに**一部援助を必要とする程度**のものが対象となります。

- (3) 通常の学級に在籍した上で通級指導の対象となるものについては、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他の障がいの8つの障がいとなります。ただし、本市においては平成22年度現在、言語（平二小、植田小）、情緒障がい（中央台北小）、ADHD（湯本二小）、言語・難聴（平二中）で通級指導を行っています。